



秩父市まちづくり 景観計画



秩 父 市

「秩父市まちづくり景観計画」策定にあたって

本市は、秩父盆地を中心に、秩父山地をはじめとする山々に囲まれ、地域のほとんどが国立公園や県立自然公園の区域であり、また、首都圏を潤す荒川の水源であるなど自然環境に恵まれた地域です。

その恵まれた自然環境を背景に、古くから秩父織物やセメント産業のまちとして、栄えてきました。そして、本市は、広大な市域の中に市街地、田園、農山村といった様々な地域を有し、その一つひとつが異なった、特色のある素晴らしい景観を形成しています。さらに、市内各所に「古^{いにしえ}」より受け継がれてきた歴史的な建造物や伝統文化、それらを取り巻く豊かで美しい自然など様々な景観資源が数多く残っています。

これらの景観資源は、保全し次代へ継承していく必要があります。また、今を生きる我々がこの景観資源を活用・創造し、豊かに暮らしていくことも必要なことです。

また、本市のみならず全国的にも景観に対する機運が高まり、平成16年12月に我が国初の景観に関する総合的な法律として、景観法が施行されました。

本市は、地域の特性に応じた街並みや風景を守り育てる施策を主体的に展開していくため、平成17年7月に景観行政団体となりました。

そして、平成18年11月に市民、事業者及び行政の協働により良好な景観形成を図り、この貴重な資源を保全・活用・創造し、次代へ継承していくため、秩父市まちづくり景観計画策定委員会を設置し、数次に亘る検討を重ね、このたび「秩父市まちづくり景観計画」を策定しました。

本市における景観まちづくりは、今、スタートラインに立ったところです。この計画を礎として、市民、事業者及び行政の協働による景観まちづくりを進め、誰もが訪れて良かった、住んで良かったと思える、また、次代に誇れる快適で魅力的なまちを創造していきたいと考えておりますので、皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様方、また、秩父市まちづくり景観計画策定委員会委員を始めとする関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成19年8月

目 次

1. 景観計画の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 景観計画の区域・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 景観形成の基本方針等・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4. 景観形成重点地区の指定方針・・・・・・・・	4
5. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針・・・・・・・・	4
6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件 の設置に関する行為の制限に関する方針・・・・・・・・	4
7. 景観重要公共施設の整備に関する方針・・・・・・・・	4
8. 景観形成基準・・・・・・・・・・・・・・・・	5
9. 景観形成の推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・	10
参考資料 （別表）色彩基準・・・・・・・・	12

1. 景観計画の目的等

(1) 計画の目的

本市は、関東山地の東側に位置し、市域のほとんどが秩父多摩甲斐国立公園の区域や武甲及び西秩父といった県立自然公園の区域に指定されるなど、自然環境に恵まれた地域である。

また、周囲をめぐる山岳丘陵から形成されている盆地の中央を、甲武信ヶ岳に源を発する荒川が流れ、本市をはじめ、首都圏に潤いを与えている。

この恵まれた自然環境の中に、秩父神社・秩父札所を始めとする神社仏閣や、秩父往還等の街道沿いに形成された宿場町など、歴史的景観が残されている。さらに、日本の近代化を支えてきた織物産業や、セメント産業から生まれた文化的景観も、本市独自の景観として現在に伝えられている。

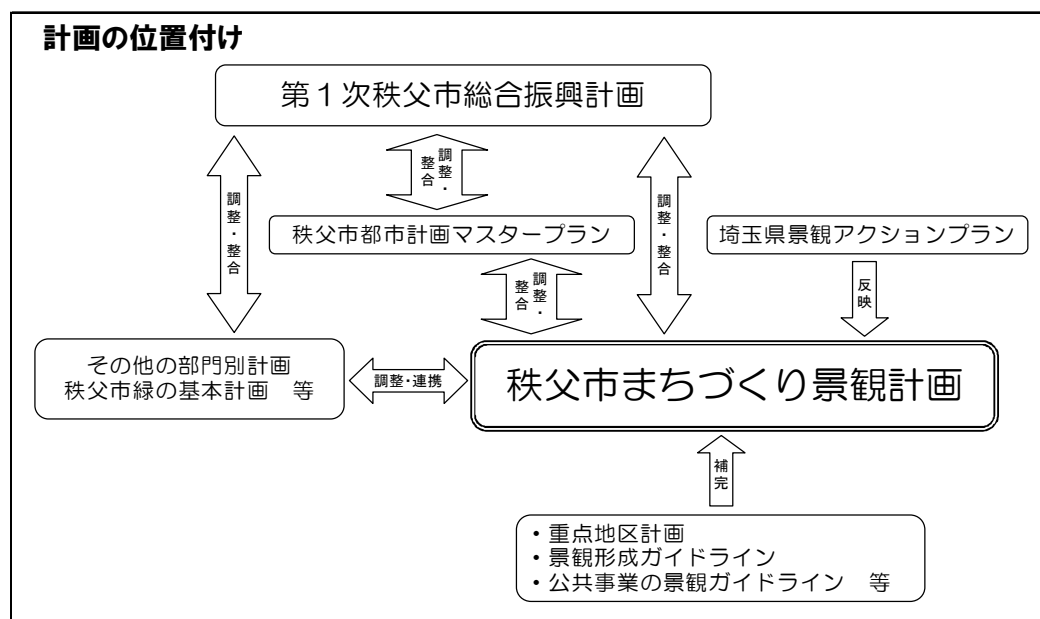
この豊かな自然や歴史と文化によって育まれてきた環境の中で人々は暮らし、また、この秩父らしい景観を求めて、多くの人たちが本市を訪れている。

しかしながら、時代の変化に伴い、この長い間に蓄積された貴重な景観も徐々に失われつつあるため、この景観を保全・活用・創造し、次代に伝えていくことが重要な課題となっている。

そこで、景観法に基づく本計画を策定することにより、本市の魅力を支える景観を絶やさず、将来に向けてさらに優れた美しいものに発展させるとともに、本市の将来像である「環境・観光文化都市 ちちぶ」を実現することを目的とするものである。

(2) 計画の位置付け

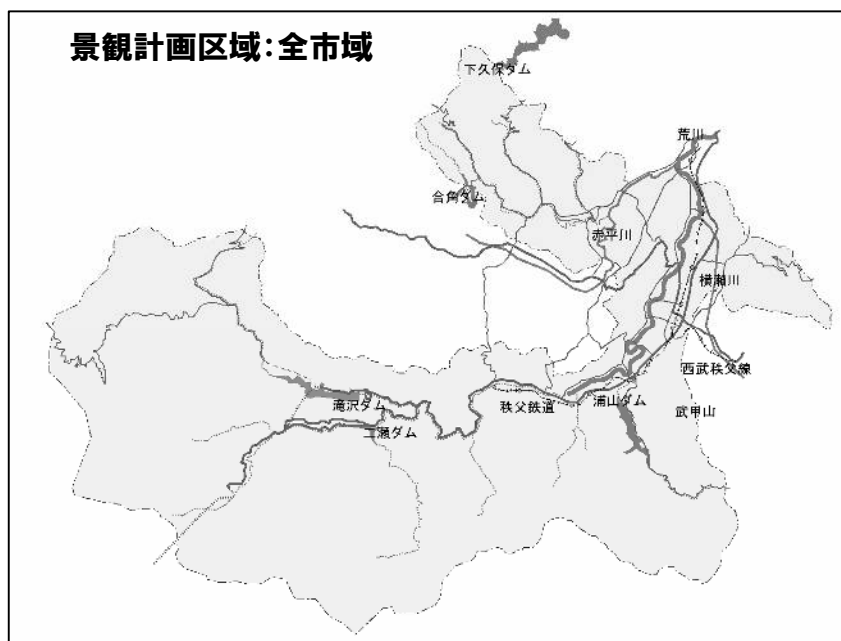
景観計画は、景観まちづくりの分野における総合的な指針となるものであり、行政計画の位置付けとしては、上位にあたる第1次秩父市総合振興計画、都市計画マスタープラン等と調整・整合を図る必要がある。



2. 景観計画の区域

577.69km²という広大な市域を有する本市には、市街地、田園、農山村、森林など、様々な地域が存在し、それぞれ個性的な景観を形成している。

このため、全市域を景観計画区域とし、景観に関する一定の基準を定め、良好な景観形成を図る。



3. 景観形成の基本方針等

(1) 景観形成の基本目標

森林地域の豊かな植生と、そこで涵養された清浄な水の流れが、本市の景観及び環境の基礎となり、また、そこで蓄積された人々の営みが、今の景観を創造してきた。

景観形成は、地域の地形・文化などの特性を活かし、個性的で魅力ある風景を保全・活用・創出しようというものである。

そこで、市民、事業者及び行政が協働して、本市にふさわしい個性豊かな景観形成を推進するため、基本目標を以下のように定める。

基本目標

『豊かな森林環境に抱かれ
歴史・文化が息づく個性あふれる景観を創出する』

（２）景観形成の基本方針

景観形成の基本目標を踏まえ、景観形成の基本方針を以下のように定める。

① 自然地形や植生に配慮した森林景観の保全に努める。

- ・ 自然地形や植生に配慮し、本市の景観の背景となる山並みを形成する森林環境を保全する。
- ・ 秩父山地を形成する山並みや、四季折々の自然などの眺望に配慮した景観形成に努める。
- ・ 森林に涵養され、清浄に流れる河川の自然景観を保全する。

② 地域に蓄積された歴史・文化を街並み景観に活かし後世に継承する。

- ・ 社寺その他の歴史的建造物を保全するとともに、それらとの調和に配慮した景観形成に努める。
- ・ 地域に埋もれた歴史的な資源を地域住民と共に掘り起こし、街並み景観への活用を図る。
- ・ 秩父夜祭や龍勢祭をはじめ、伝統的な祭りや文化の舞台としてのまちの景観整備に努める。

③ 地域ごとの多様な個性を活かした景観形成を図る。

- ・ 商業地、住宅地、工業地などの地域特性に応じて、建築物の形態・意匠などを適正に誘導することによって、快適な市街地景観の形成を図る。
- ・ のどかな田園や山村集落については、地域住民とその価値を共有し、特徴的な景観の保全に努める。
- ・ 道路とその沿道については、地域特性に応じた植栽や電線類の地中化等を行うとともに、屋外広告物については、適切な誘導等によって、質の高い空間を形成する。

④ 地域の活性化を促す快適で魅力的な景観づくりを促進する。

- ・ 点在する地域の観光資源の保全に加え、それぞれの結び付きを高め、魅力を向上させるような景観形成を図る。
- ・ 中心市街地においては、本市の顔としての魅力の向上と併せ、人々が安全・快適に散策し、にぎわいが感じられるような景観形成を図る。

⑤ 市民が主体的に創り出す身近な景観づくりを促進する。

- ・ 景観形成に関する情報の提供やセミナーなどにより、市民の景観に対する意識の向上・共有化を促進し、身近な生活環境から景観形成の展開を図る。
- ・ 市民が行う景観活動等を支援するとともに、地域の景観まちづくりに寄与したものについて表彰する等、市民が積極的に景観まちづくりに取り組むことができるような環境づくりを推進する。

4. 景観形成重点地区の指定方針

広大な市域を有する本市には、個性的で魅力的な景観を形成している地域が多数在り、また、良好な景観を形成していくことが特に望まれる地域も存在する。

このような地域については、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定し、地域の特性を十分把握した上で、その特性を最大限に活かすための詳細な景観形成基準等を定めた重点地区計画を策定することにより、個性的で魅力的な景観の形成を積極的に図っていくものとする。

また、地区住民等から重点地区指定の要請があった場合には、調査等を行い、必要と認めるときは、重点地区として指定するとともに、地区住民を主体とした重点地区計画を策定し、良好な景観の形成を図るものとする。

5. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

本市には、地域住民に親しまれ、個性ある景観を生み出している建造物や樹木が多数存在している。これらは、地域の景観に欠かせない資源であることから、その存在価値を認識するとともに、地域の中でその資源との調和に配慮していくことが重要である。

そのため、地域に欠かせない景観資源としての建造物及び樹木を選定し、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定し、維持保全に努める。

6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する方針

経済活動を展開する中で、屋外広告物による宣伝活動は、必要不可欠な要素であるが、その効果を追求するあまり、建築物以上に街並み景観へ及ぼす影響が大きいものとなっている。

よって、本市にふさわしい景観形成を図るため、景観形成の基本方針及び景観形成基準を踏まえ、屋外広告物を適切に誘導する。

7. 景観重要公共施設の整備に関する方針

地域の景観を構成する主要な公共施設（道路・河川・都市公園等）については、公共施設の管理者等との協議を踏まえ、景観重要公共施設として位置付け、地域の良好な景観形成を促進する整備や道路占用許可等の基準づくりを行い、当該基準に基づき、当該景観重要公共施設の整備を行う。

8. 景観形成基準

(1) 共通基準

① 広域的な観点での配慮事項

- ・ 広域的な観点から景観特性を把握し、地域の景観に与える影響に配慮する。

- ・ 沿道等からの眺望やスカイラインの保全に配慮する。



② 街並みの観点での配慮事項

- ・ 外観については、街並みと調和した素材や色彩とするよう配慮する。

- ・ 高さについては、街並みの連続性をくずさず、周辺に圧迫感を生じさせないように配慮する。



- ・ 形態については、周辺の街並みと調和するように配慮する。

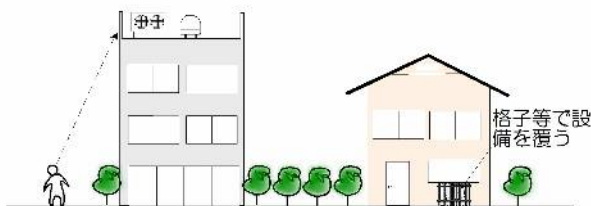
(参考)倉敷の街並み



③ 建築物等のデザイン

- ・ 外観の色彩については、原色や蛍光色など、派手なものを避け、周辺の景観との調和に配慮する。多色を用いたり、壁面のアクセントとして色を用いる場合にあっては、壁面の基調色とのバランスに十分配慮する。

- ・ 建物付属物（屋外階段・空調設備等）については、建築物本体との調和に配慮した形態・意匠、色彩とする。



- 敷地内については、道路等の公共空間に潤いを与えるよう、地域の景観に調和した樹種等の植栽に努める。



(2) 地域別基準

地域別の景観形成基準については、土地利用の状況等を考慮しつつ、明確な地域区分により景観誘導を図る必要があるため、用途地域内を市街地地域、用途地域を除く都市計画区域内を田園地域、都市計画区域外を農山村地域として設定する。

① 市街地地域（用途地域内）

- 地域の現況特性を理解し、建築物等の形態・意匠等については、街並みへの調和に配慮する。特に、最小限の影響範囲として、向こう三軒両隣の関係性に十分配慮する。

- 市街地を取り巻く、緑の縁取りの存在を意識し、建築物等の配置や、高さ構成については、主要な通りから緑の縁取りへの視線を遮らないように配慮する。



- 緑地空間の少ない市街地にあつては、敷地内緑化に努めるとともに、敷地内の緑ができるだけ通りから見えるように配慮する。



- 住宅地については、安らぎの感じられる豊かな生活環境を育成するため、建築物等の奇抜な形態・意匠は避け、落ち着いた秩序のある街並み景観となるよう配慮する。

- 住宅と店舗・事務所、工場等が複合する市街地にあつては、良好な住環境を保全・育成するため、住宅以外の用途を住環境になじませるよう建築物及び屋外広告物等の形態・意匠を配慮する。



- 沿道建築物の屋外灯等は、通りや広場などの夜間のにぎわいづくりに効果的となるよう、配置等について配慮する。

- ・ 秩父夜祭をはじめとする地域の伝統的な祭りや文化等の舞台となる広場・建築物・道路等の周辺施設については、形態・意匠・材質をそれらとの調和に配慮する。



② 田園地域（用途地域を除く都市計画区域内）

- ・ のどかな地域環境を考慮し、敷地空間にゆとりを取るような建築物等の配置に努める。

- ・ 建築物等の形態・意匠については、遠景の山並みや屋敷林、田園などの背景との調和に配慮する。



- ・ 緑豊かな周辺環境を考慮し、敷地周りは植栽・生垣など、地域に潤いを与える緑化に努める。

- ・ 地域内の住宅地については、落ち着きと秩序のある街並み景観となるよう建築物等の形態・意匠に配慮する。

③ 農山村地域（都市計画区域外）

- ・ 建築物等の壁面については、木材や漆喰などの伝統的な素材感と色調となるように配慮する。



- ・ 擁壁等については、自然石等の伝統的に使われている素材を用いるなど、地域の自然環境等に配慮する。

- ・ 建築物等については、周辺の自然と調和した形態・意匠となるよう配慮する。

- ・ 屋外広告物等については、自然素材を活用するなど、周辺の自然との調和に配慮する。

(3) 届出対象行為

届出の対象となる行為は以下のとおりとする。

① 建築物

- a) 建築物の新築、増築、改築又は移転のうち、当該建築物の階数が3階以上若しくは延べ面積（増築にあっては、増築後の延べ面積）が500㎡を超える行為。
- b) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、階数が3階以上若しくは延べ面積が500㎡を超える建築物で、各立面における外観の変更の面積が1面でも3分の1を超える行為。

② 工作物

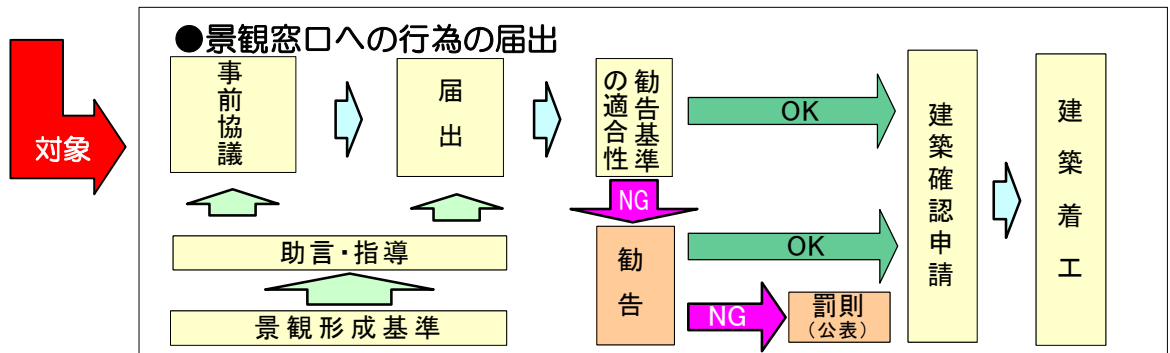
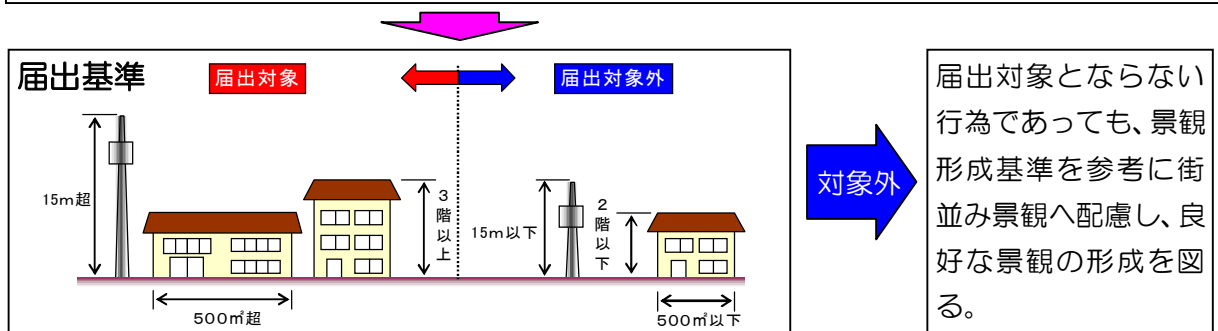
- a) 工作物の新設、増築、改築又は移転のうち、当該工作物の高さ（増築にあっては、増築後の高さ）が15mを超える行為。
- b) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、高さが15mを超える工作物で、各立面における外観の変更の面積が1面でも3分の1を超える行為。

(4) 勧告基準（建築物及び工作物）

届出対象となる行為のうち、建築物及び工作物の各立面において、別表の色彩基準に該当する色彩（着色していない自然素材等の素材色で仕上げる外観の部分を除く。以下、同じ。）の面積の合計が、1面でも3分の1を超えると認める場合は、適用範囲内の色彩への見直しを勧告することができる。

(参考) 届出、勧告の流れ

計画の対象 本市内で行う新築、改築、増築、模様替えなどのすべての行為（既設の建築物や工作物などは、原則として対象外）



(別表) 色彩基準

① 市街地地域 (用途地域内)

色相	明度	彩度
5R から 7.5R	—	4を超える
7.5R から 7.5Y	—	6を超える
7.5Y から 7.5GY	—	4を超える
7.5GYから 7.5RP	—	2を超える
7.5RPから 5R	—	4を超える

② 田園地域 (用途地域を除く都市計画区域内)

色相	明度	彩度
5R から 7.5R	2を超える	4を超える
	2以下	—
7.5Rから 7.5Y	2を超える	6を超える
	2以下	—
7.5Y から 7.5GY	2を超える	4を超える
	2以下	—
7.5GYから 7.5RP	2を超える	2を超える
	2以下	—
7.5RPから 5R	2を超える	4を超える
	2以下	—
無彩色	2以下	—

③ 農山村地域 (都市計画区域外)

色相	明度	彩度
5R から 7.5R	9以上	—
	9未満	4を超える
7.5Rから 7.5Y	9以上	—
	9未満	6を超える
7.5RPから 7.5R 7.5Y から 7.5GY	9以上	—
	9未満	4を超える
7.5GYから 7.5RP	9以上	—
	9未満	2を超える
7.5RPから 5R	9以上	—
	9未満	4を超える
無彩色	9以上	—

(参考) 色彩配慮のイメージ

●店舗等の色彩の配慮



壁面の広い範囲には原色を使用しない。



●色彩による街並みへの配慮



派手な色彩を避け、周辺と調和した色彩に配慮する。



9. 景観形成の推進方策

本市の景観形成及び景観計画は、市民、事業者及び行政が相互理解を図り、協働により成長させていくものである。

地域ごとのきめ細かな景観まちづくりは、重点地区の指定及び重点地区計画の策定を積極的に進めることにより、多様な個性ある景観を保全・活用・創造していくものとする。

また、景観計画区域の全域については、必要に応じて、各種ガイドライン等を作成し、基準を詳細化するとともに、市民活動の支援策や景観整備機構等の推進体制等についても検討していくものとする。

（１）市民の景観意識の向上支援

① 景観まちづくり情報の提供

市報、ホームページ及びリーフレットなどにより、景観計画を広く市民及び事業者へ浸透させる。

景観まちづくりに関わる総合的な情報を収集整理し、市民の景観形成の活動へ積極的に提供する。

景観計画に基づく、景観協議の実績を分類整理するとともに、市民及び事業者が建築行為等を行う際の景観に関する検討資料として活用する。

② 景観学習機会の提供

市民の景観形成に対する関心を高めるため、必要に応じて、セミナーやシンポジウム等を開催する。

③ 表彰制度

地域の景観まちづくりに寄与する優れた建築行為等や活動を、必要に応じて市民から募集し、優れたものについて表彰する。

（２）推進体制等

① 景観まちづくり窓口

景観の届出に関わる協議の他、情報提供、景観に関わる日常的な相談、市民の活動支援、庁内の横断的な調整等、総合的な窓口を設置し、景観まちづくりを積極的に推進する。

② 景観審議会

景観計画の変更、各種ガイドラインの検討、景観協議上の重要事項等を、市長の諮問に応じ、調査審議する機関として景観審議会を設置する。

③ 景観協議会

重点地区計画の策定、景観重要公共施設の整備指針及び各種景観ガイドラインの策定など、景観計画に基づく良好な景観形成のために必要な協議を行う場として、景観協議会を組織する。

[illegible]

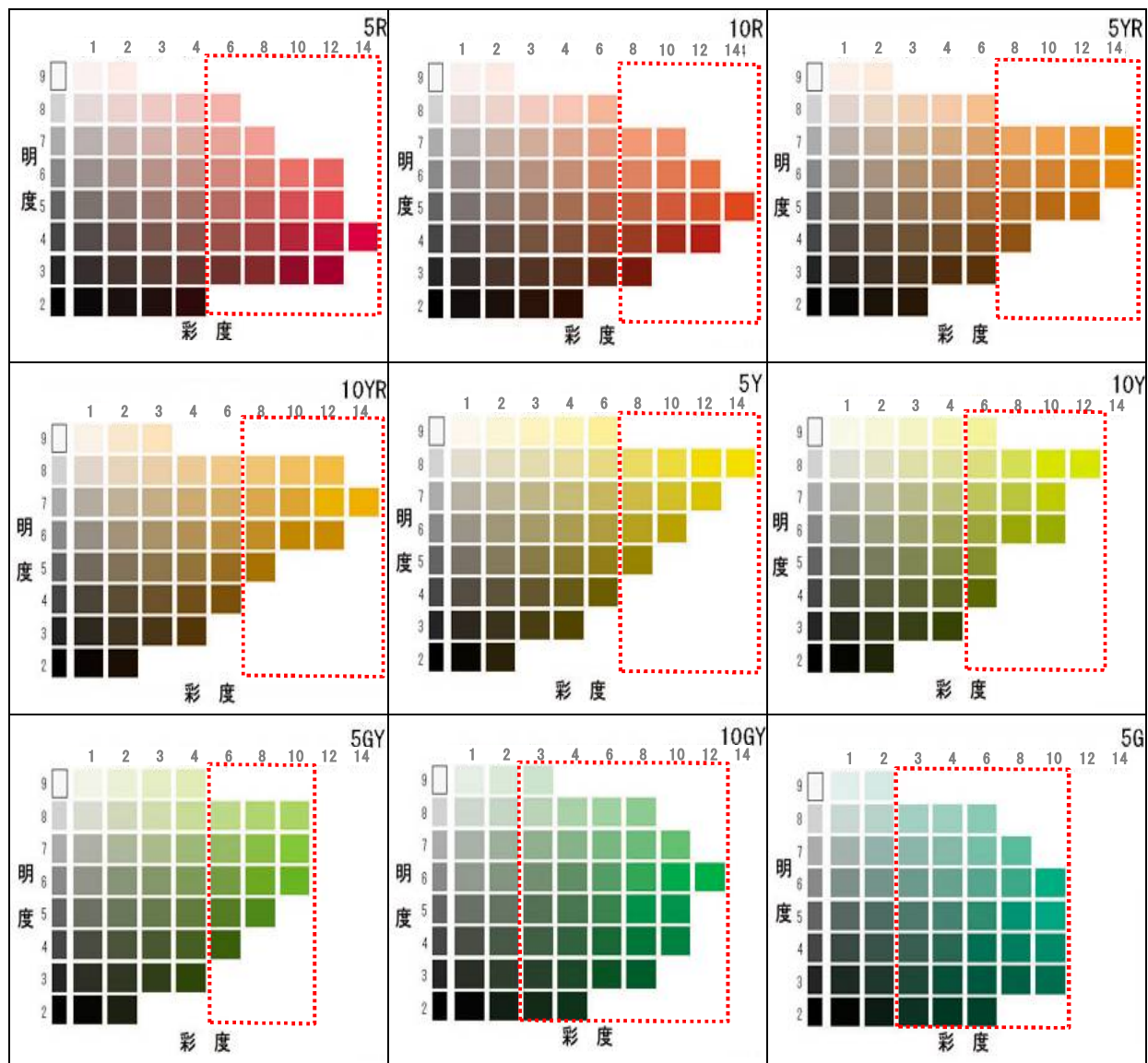
参考資料

(別表) 色彩基準

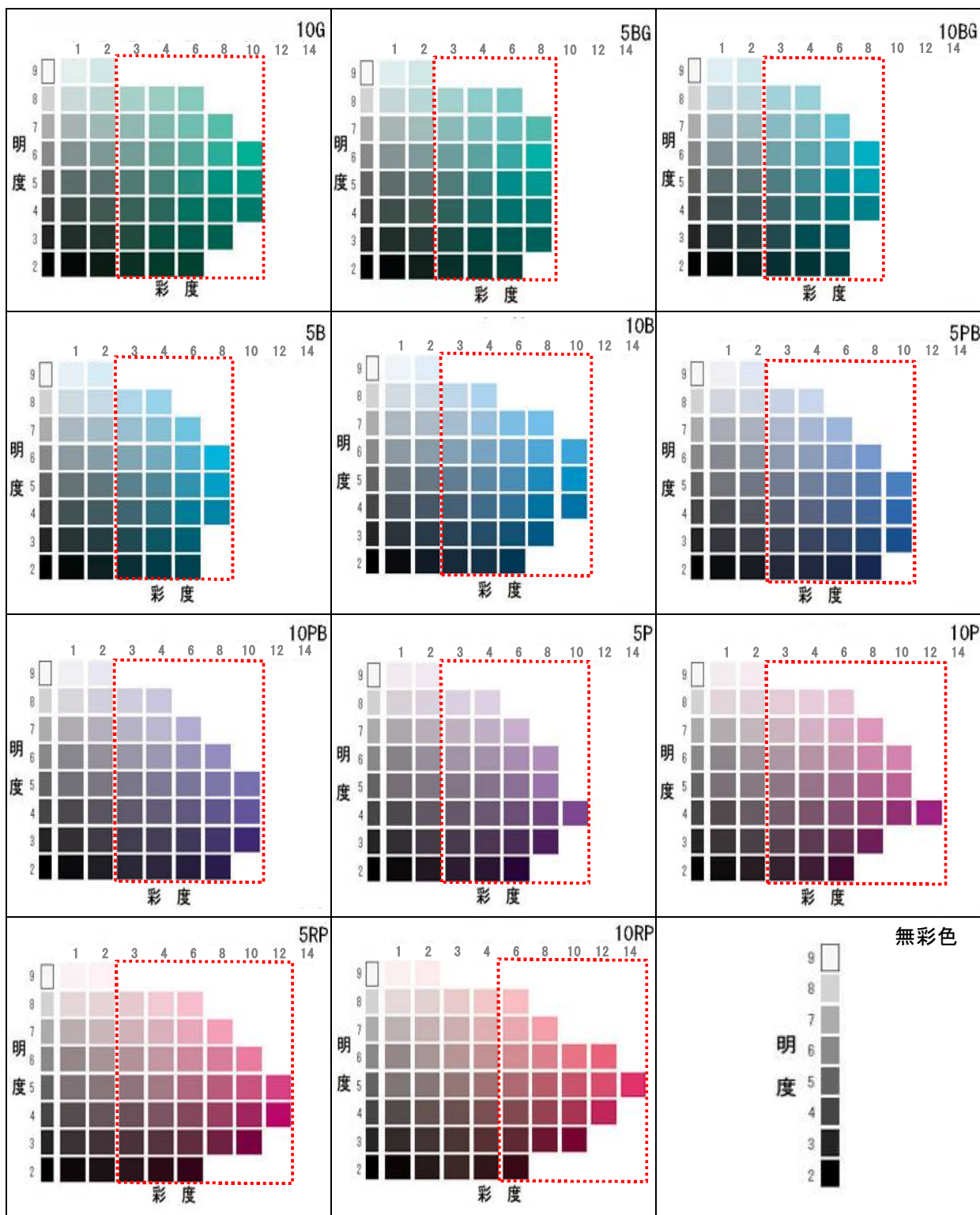
①市街地地域(用途地域内)

色相	明度	彩度
5R から 7.5R	—	4を超える
7.5R から 7.5Y	—	6を超える
7.5Y から 7.5GY	—	4を超える
7.5GYから 7.5RP	—	2を超える
7.5RPから 5R	—	4を超える

※印刷による色再現であるため、実際のマンセル値と異なることがあります。



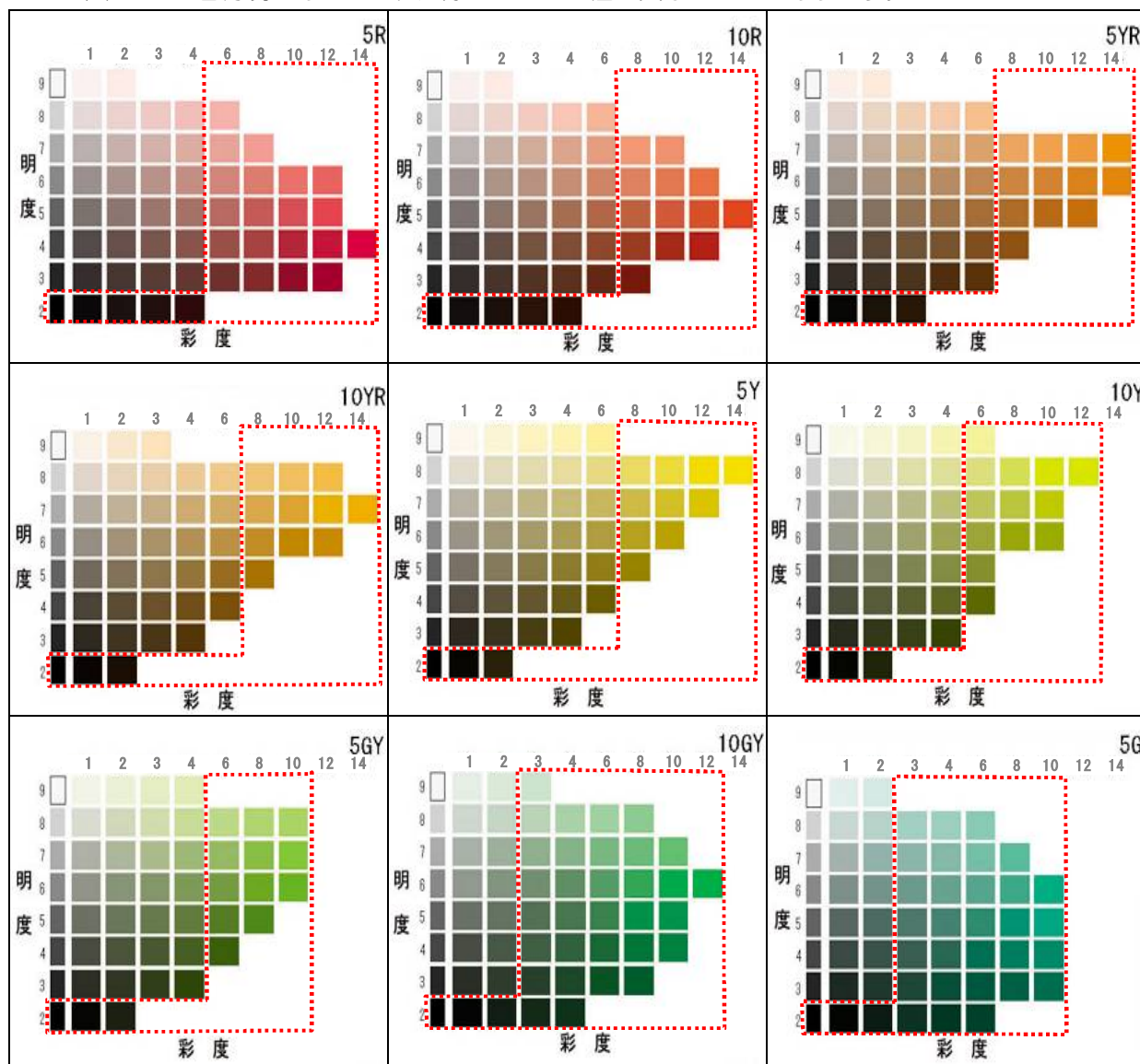
色彩基準(建物等の外観の大きな面積に使うことを避ける色彩)



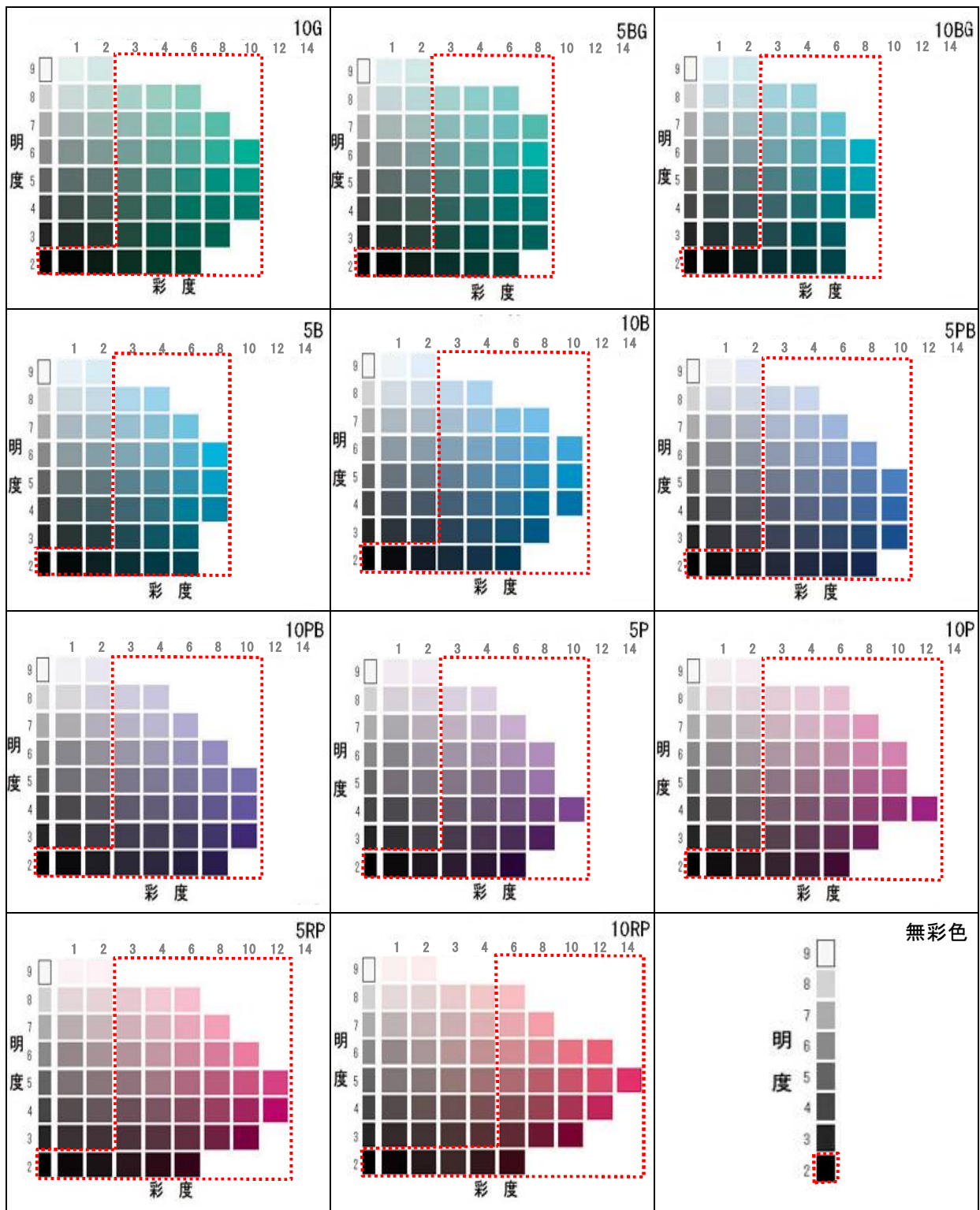
②田園地域（用途地域を除く都市計画区域内）

色相	明度	彩度
5R から 7.5R	2を超える	4を超える
	2以下	—
7.5Rから 7.5Y	2を超える	6を超える
	2以下	—
7.5Y から 7.5GY	2を超える	4を超える
	2以下	—
7.5GYから 7.5RP	2を超える	2を超える
	2以下	—
7.5RPから 5R	2を超える	4を超える
	2以下	—
無彩色	2以下	—

※印刷による色再現であるため、実際のマンセル値と異なることがあります。



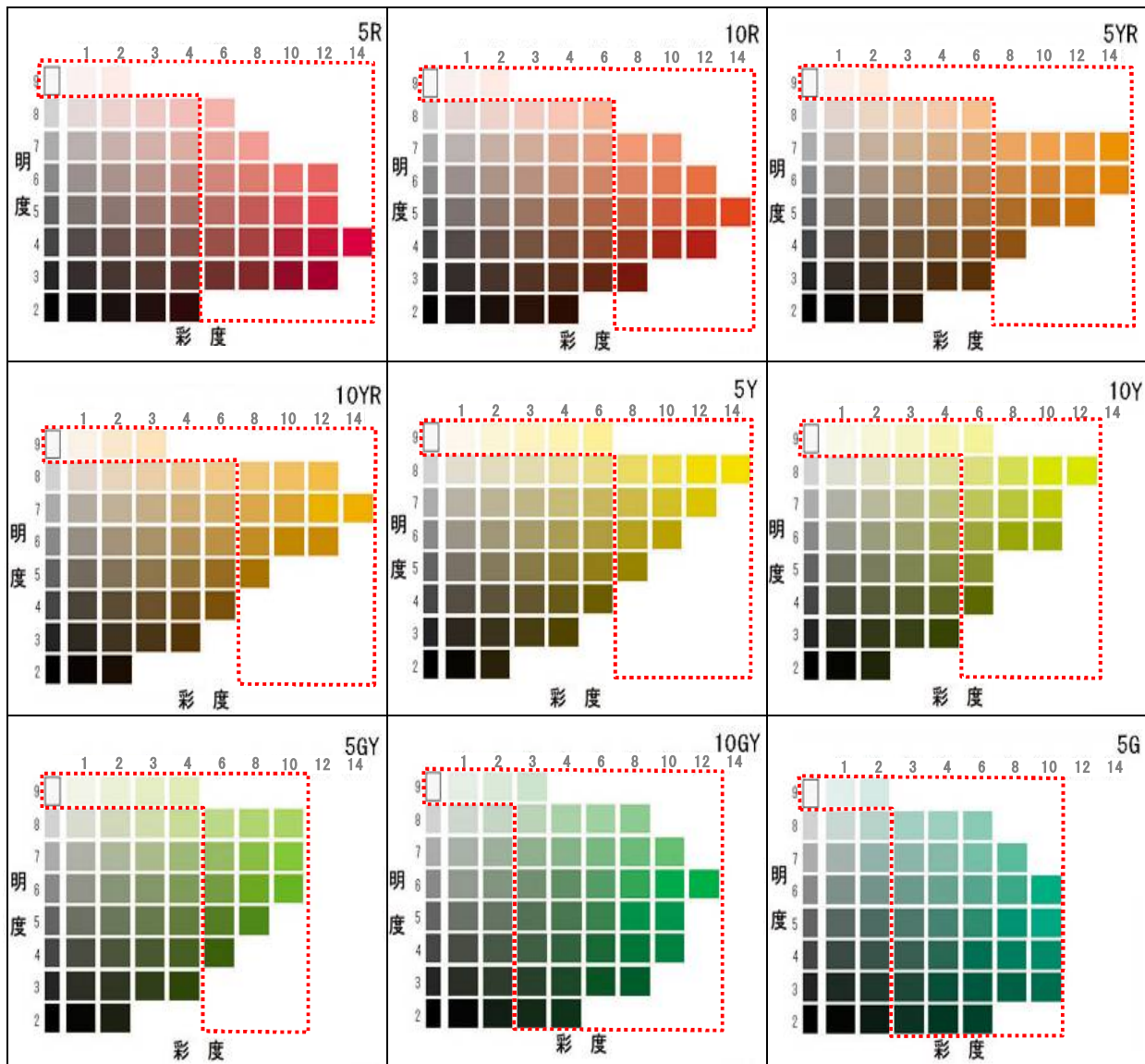
 色彩基準（建物等の外観の大きな面積に使うことを避ける色彩）



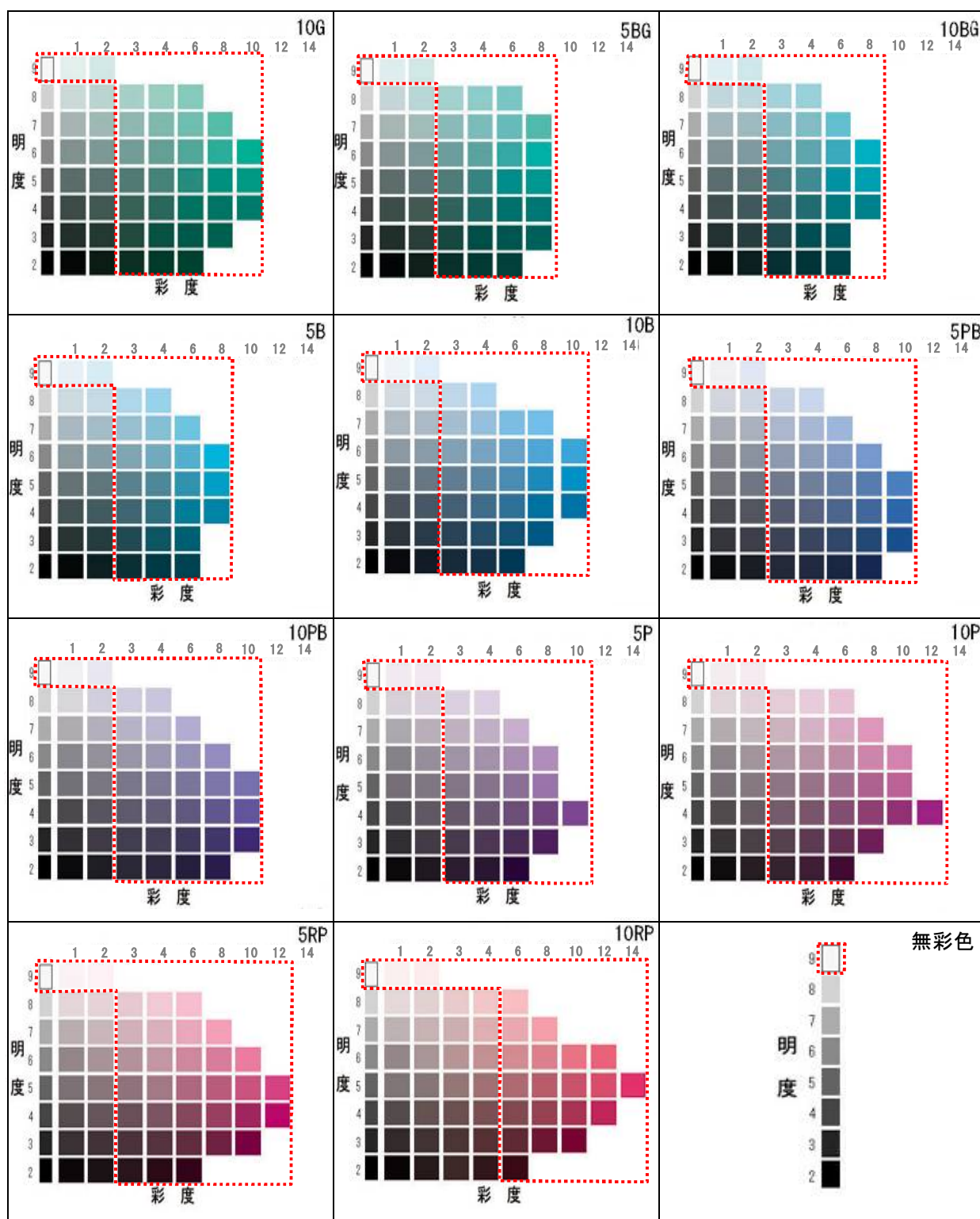
③農山村地域（都市計画区域外）

色相	明度	彩度
5R から 7.5R	9以上	—
	9未満	4を超える
7.5Rから 7.5Y	9以上	—
	9未満	6を超える
7.5RPから 7.5R 7.5Y から 7.5GY	9以上	—
	9未満	4を超える
7.5GYから 7.5RP	9以上	—
	9未満	2を超える
7.5RPから 5R	9以上	—
	9未満	4を超える
無彩色	9以上	—

※印刷による色再現であるため、実際のマンセル値と異なることがあります。



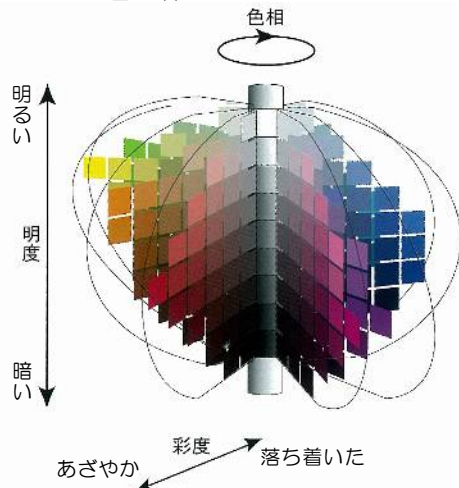
色彩基準（建物等の外観の大きな面積に使うことを避ける色彩）



参考 色の表示方法について

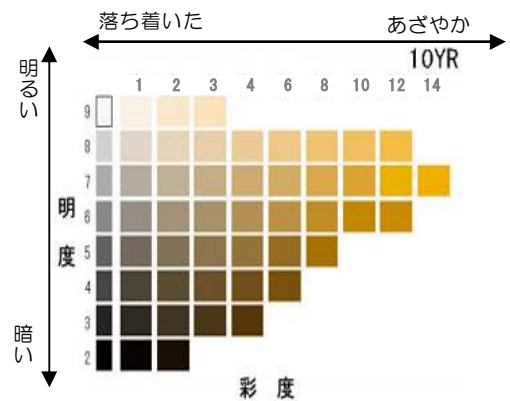
- 色彩基準では、色彩を客観的に示す方法として、マンセル表色系を採用しています。
- マンセル表色系とは、色を色相・明度・彩度の3つの属性によって体系的に示したものです。

■マンセル色立体



※色相、明度、彩度の関係を表した立体図

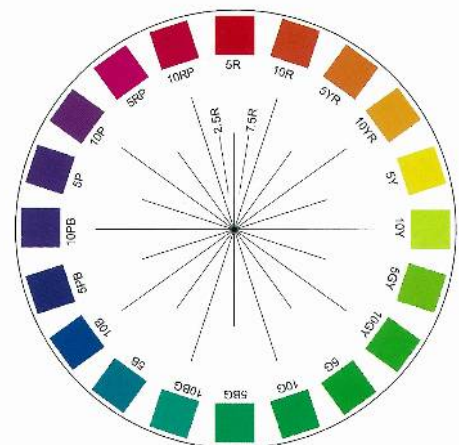
■等色相面



※同じ色相の色の明度と彩度の関係を表した図

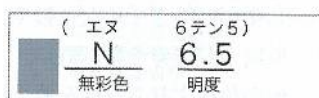
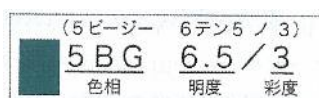
- 色相（色合い）：R(赤)YR(黄赤)Y(黄)GY(黄緑)G(緑)BG(青緑)B(青)PB(青紫)P(紫)RP(赤紫)の基本10色相で表し、それぞれを5を中心とした1～10の数値で細分しています。
- 明度（明るさの度合い）：0～10の数値で示し、明るくなるにつれて数値が大きくなります。
- 彩度（鮮やかさの度合い）：0～16程度の数値で示し、鮮やかになるにつれて数値が大きくなります。無彩色はNで表記します。

■色相環



※同じ明度の色を色相に応じて環状に示した図

■マンセル値による色の表記方法



■策定経過等

平成 15 年 7 月	国による「美しい国づくり政策大綱」の提示
平成 16 年 2 月	「景観緑三法」の閣議決定 ※景観法、都市緑地保全法等の一部を改正する法律、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
平成 16 年 6 月	「景観法」が公布される
平成 16 年 12 月	「景観法」の施行（一部施行）
平成 17 年 6 月	「景観法」の全面施行
平成 17 年 7 月	秩父市が「景観行政団体」となる
平成 18 年 10 月	秩父はんじょう博にて景観資源に関するアンケート調査実施
平成 18 年 11 月	第 1 回秩父市まちづくり景観計画策定委員会開催 ・計画の目的、本市の景観まちづくりの現状
平成 19 年 1 月	第 2 回秩父市まちづくり景観計画策定委員会開催 ・景観特性、景観形成の課題、基本方針、景観計画（素案）
平成 19 年 1 月	都市計画審議会の開催 ・景観計画案の作成に対する意見把握
平成 19 年 2 月	第 3 回秩父市まちづくり景観計画策定委員会開催 ・景観形成の考え方の確認、景観計画（素案）
平成 19 年 3 月	第 4 回秩父市まちづくり景観計画策定委員会開催 ・景観計画案
平成 19 年 4 月	市民意見募集
平成 19 年 5 月	都市計画審議会の開催 ・景観計画案に対する意見把握
平成 19 年 5 月	第 5 回秩父市まちづくり景観計画策定委員会開催 ・最終的な景観計画案の作成
平成 19 年 6 月	秩父市まちづくり景観条例の制定（一部施行）
平成 19 年 8 月	秩父市まちづくり景観計画の策定
平成 20 年 4 月	秩父市まちづくり景観計画及び景観条例全面施行



◎お問い合わせ先

秩父市役所 地域整備部 都市計画課

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8-15

TEL 0494-25-5217 FAX 0494-25-0137

E-mail toshi@city.chichibu.lg.jp